

○白井市資源回収運動奨励金交付要綱

昭和60年 7月13日
告示第49号

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の資源化を促進するため、PTA、自治会及び子ども会等の団体が資源回収を実施した場合、当該団体に対して予算の範囲内において奨励金を交付することにより、廃棄物の資源化に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 紙類、繊維類、瓶類及び金属類をいう。
- (2) 団体 継続的に有価物を収集し、白井市有価物回収登録業者基準に基づき登録された有価物回収業者に売却する営利を目的としない5人以上の地域住民で組織される団体をいう。

(団体の登録等)

第3条 資源回収を実施し、資源回収運動奨励金（以下「奨励金」という。）を受けようとする団体は、資源回収運動登録申込書（別記第1号様式）、資源回収運動参加者名簿（別記第2号様式）及び資源回収活動計画（別記第3号様式）を市長に提出し、登録を行うものとする。

2 登録団体は、毎年市長の定める期日までに前項に規定する資源回収運動参加者名簿（別記第2号様式）及び資源回収活動計画（別記第3号様式）を市長に提出し、更新を行うものとする。

3 第1項に規定する登録を中止し、又は廃止しようとするときは、資源回収運動中止、廃止届（別記第4号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、回収重量1キログラムにつき5円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源回収運動奨励金交付申請書（別記第5様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条による申請があったときは、内容を審査し奨励金を交付することが適当と認められるときは、資源回収運動奨励金交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた団体は、資源回収運動奨励金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付時期)

第8条 奨励金の交付時期は、9月及び3月とする。

(返還)

第9条 市長は、虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けた団体があるときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年告示第24号)

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年告示第9号)

この告示は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年告示第10号)

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年告示第38号)

この告示は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成4年告示第18号)

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年告示第49号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の白井町資源回収運動奨励金交付要綱の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成9年告示第29号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年告示第36号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第8号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第45号)

この告示は、公示の日から施行する。